

# 特定非営利活動法人床ずれ研究会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人床ずれ研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県鴨川市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢化社会の問題に対して、床ずれ(褥瘡)に関し、特に治療法の研究に関する事業を行い、研究成果や褥瘡治療の実績を作ることを通して、褥瘡治療の活性化と効率化に貢献することによって、医療、福祉・自然科学、地域経済活性化及び国家財政に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業  
床ずれの医薬品・医療機器等の研究事業  
医療(福祉)現場との情報交換及び関連学会・団体等との交流事業  
高齢者問題に対する相談支援に関する事業  
IT技術を活用した医療・福祉ネットワーク普及に関する事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人、企業及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を資金面から支援する個人、企業及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会し活動面から支援する個人、企業及び団体
- (4) 料外会員 この法人の事業をサポートする為に入会する個人及び団体

（入会）

第7条 特別会員以外の会員の入会については、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のもの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人に通知しなければならない。
4. 特別会員は、第2項の規定にかかわらず、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

（会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である企業又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明

の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員等

( 種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 15 人以内
  - (2) 監事 1 人
2. 理事のうち、理事長を 1 人とし、副理事長を若干名置くことができ、会長を 1 人、副会長を 2 人、専務理事を 1 人、常務理事を 1 人置くことができる。

( 選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長及び副会長並びに理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

( 職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 会長は、この法人の運営について高所大所に立って理事長に助言し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 専務理事は、理事長の指示を受け、この法人の事業を具現化する要であり、

常務理事は理事長及び副理事長を補佐してこの法人の常務を執行する。

5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問、相談役及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
4. この法人に、顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は理事会で選出し、理事長が任免する。
5. 顧問、相談役は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言する。

## 第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 解散時の残余財産の帰属
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第43条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

2. 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規定を定めることができる。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない

(議決)

第 29 条 総会及び理事会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第 23 条第 1 項第 1 号から第 8 号に規定する事項を除き、総会において出席した正会員の過半数の同意があるときはこの限りではない。

2. 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した構成員は、前条第 2 項及び次条第 1 項及び第 44 条の適用については、会議に出席したものとみなす。

4. 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は総会において表決委任がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 34 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 35 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 36 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 39 条 予算超過又は予算外の支出に充てる為、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

( 予算の追加及び更正 )

第 40 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

( 事業報告及び決算 )

第 41 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

( 事業年度 )

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

( 臨機の措置 )

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

( 定款の変更 )

第 44 条 この法人が定款の変更をしようとするときは、正会員の過半数以上が出席した総会において過半数以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

( 解散 )

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残余する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人の中から、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て、理事長がこれを定めることができる。

### 附 則

1. この定款は、この法人成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

理 事 長 久保 忠一

副理事長 椎野 瑞穂

理 事 須田 厚

理 事 宇佐美 崇信

理 事 森永 操

理 事 二川 康伸

監 事 光永 勲

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 37 条の規定にかか

ならず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 . この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

6 . この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正 会 員	年会費	10,000 円
賛助会員	年会費	30,000 円 (1 口当たり)
特別会員及びボランティア会員	年会費	なし